

福岡県公報

令和元年11月29日
第 59 号

目次

告示 (第450号 - 第456号)

○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○県営住宅退去者滞納家賃の収納業務の委託	(県営住宅課)	3
公 告		
○令和元年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表	(工業保安課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○土地改良区の役員の住所の変更	(農村森林整備課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課)	6

○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
---------------------------------	-----------	---

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部地域課)	7
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果	(警察本部交通企画課)	12
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	12
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課)	13
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	13

収用委員会

○土地収用法第46条第2項の規定に基づき通知すべき書類 (用地課)	14
-----------------------------------	----

雑 報

○測量士試験及び測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	14
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(医療保険課)	15

告 示

福岡県告示第450号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
宮若市湯原字山ノ口2367の2・2367の6・2368の2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2367の8、2368の7
- 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川883番6先から 朝倉市黒川889番1先まで	18.4 ～ 25.1	33.2
			後	朝倉市黒川883番6先から 朝倉市黒川883番12先まで	17.7 ～ 25.1	45.0

福岡県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年11月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	甘 木 吉 井 線	朝倉市黒川883番6先から 朝倉市黒川883番12先まで

福岡県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 27.5	954.0
			前	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 27.5	906.0
			後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 29.1	954.0
			後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	4.1 ～ 27.5	906.0
			後	朝倉市黒川1732番1先から 朝倉市黒川883番12先まで	8.5 ～ 33.3	811.0

福岡県告示第454号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年3月18日農林水産省告示第421号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年8月8日農林水産省告示第1019号（3に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第456号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

公 告**公告**

令和元年度砂利採取業務主任者試験（令和元年11月8日実施）の合格者を次のように発表する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

5、6

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町若久町三丁目30番1及び30番4から30番48まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡苅田町京町二丁目26番5号
有限会社一柳住研
代表取締役 一柳 義文

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町長者原西一丁目259番16、259番47、266番2及び266番5から266番7まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町戸原東二丁目14番1号
長 武範

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町戸原東三丁目395番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡粕屋町戸原東二丁目13番30号

長 幸子

公告

糸島市二丈土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

役員の種類	氏名	旧住所	新住所
理事	青木 勉	糸島市神在489番地121	糸島市神在東四丁目3番12号

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区高砂一丁目の一部、白金一丁目の一部、高砂二丁目及び白金二丁目の全部	令和元年11月15日から 令和3年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡法務局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（不動産登記法第14条1項地図作成作業）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区東丸山町及び西丸山町の全部	令和元年11月15日から 令和3年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区内	令和元年11月18日から 令和2年1月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 2級基準点測量 2点

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡遠賀町大字若松	令和元年10月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（1点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区京良城町	令和元年11月7日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市町上津役土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区町上津役東一丁目地内	令和元年10月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字岬字江端1番1から1番44まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市大字久福木75番地
株式会社有明地所
代表取締役 井上 幸祐

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和元年11月20日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市安武町住吉及び大善寺町中津（住吉地区）	換地計画書の写し	令和元年11月29日から令和元年12月27日まで	久留米市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年11月29日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
令和元年11月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ホームプラザナフコ旗崎店
(2) 所在地 久留米市御井旗崎五丁目887番1 外
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
4,410㎡	6,163㎡

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物1階部	75台	建物南側	70台
		敷地南側隔地	13台
合計	75台	合計	83台

- 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物1階部	10台	建物南側	10台
合計	10台	合計	10台

- 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
ナフコ棟西側	50㎡	ナフコ棟北側	105㎡
ナフコ棟北西側	50㎡		
合計	100㎡	合計	105㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	面積	位置	面積
ナフコ棟西側	16.32㎡	ナフコ棟北西側	29.78㎡
合計	16.32㎡	合計	29.78㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
株式会社ナフコ	午前8時00分～ 午後8時00分	午前7時00分～ 午後9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分～午後8時30分	午前6時30分～午後9時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前7時00分～午後8時00分	午前6時00分～午後10時00分

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
位置	箇所	位置	箇所
敷地北西側、敷地南側	2箇所	敷地北西側、敷地南側	2箇所
		隔地駐車場北側	1箇所
合計	2箇所	合計	3箇所

公安委員会

福岡県公安委員会規則第13号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県粕屋警察署の部篠栗交番の項中「大字篠栗4872番地6」を「中央4丁目15番25号」に改める。

附 則

この規則は、令和元年11月29日から施行する。

福岡県公安委員会規則第14号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の3を削る。

第1条の2の見出し中「車いす」を「車椅子」に改め、同条第1項中「車いす」を「車椅子」に、「確認」を「この条及び次条において「車椅子の確認」に、「様式第1号」を「様式第2号」に、「確認申請書（様式第2号）」を「確認申請書（車椅子）（様式第3号）」に改め、同条第2項中「確認申請書」を「確認申請書（車椅子）」に、「確認」を「車椅子の確認」に、「確認証（様式第3号）」を「確認証（車椅子）（様式第3号の2）」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の車椅子」を加え、「車いすの」を「その」に改め、「（以下「確認を受けた利用者」という。）」を削り、「

確認に係る車いす」を「車椅子」に、「当該車いす」を「当該車椅子」に改め、同条を第1条の4とし、同条の次に次の一条を加える。

(確認証(車椅子)の記載事項の変更届出等)

第1条の5 第1条の3の規定は、確認証(車椅子)の書換え、再交付及び返納について準用する。この場合において、第1条の3の見出し及び同条中「確認証(小児用の車)」とあるのは「確認証(車椅子)」と、同条第1項から第3項までの規定中「確認を受けた利用者」とあるのは「前条第2項の車椅子の確認を受けた利用者」と、同条第3項中「当該小児用の車」とあるのは「当該車椅子」と読み替えるものとする。

第1条の次に次の2条を加える。

(原動機を用いる小児用の車の確認)

第1条の2 規則第1条第2項第1号に規定する特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車(通行させる者が乗車することができないものに限る。以下「小児用の車」という。)の確認(以下この条及び次条において「確認」という。)を受けようとする者は、確認申請書(小児用の車)(様式第1号)により当該小児用の車の通行の場所を管轄する警察署長(その通行の場所が福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長)に申請しなければならない。

2 警察署長は、前項の確認申請書(小児用の車)を受理し、確認を行ったときは、確認証(小児用の車)(様式第1号の2)を交付するものとする。

3 前項の確認を受けた小児用の車の利用者(次条において「確認を受けた利用者」という。)は、当該小児用の車を道路において通行するときは、当該小児用の車に係る確認証を携帯しなければならない。

(確認証(小児用の車)の記載事項の変更届出等)

第1条の3 確認を受けた利用者は、当該確認証(小児用の車)の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。

2 確認を受けた利用者は、確認証(小児用の車)を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

3 確認を受けた利用者は、当該小児用の車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証(小児用の車)を回復したときは、当

該確認証(小児用の車)を速やかに返納しなければならない。

4 前3項の規定による書換え、再交付又は返納は、当該確認証(小児用の車)を交付した警察署長に行わなければならない。

第4条第1項第2号オ中「福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」を「公安委員会」に改める。

第31条第1項中「同条第5項」の次に「(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第5項中「第104条の4第5項」の次に「(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

様式目次中

第1号	通知書	第1条の2
第2号	確認申請書	第1条の2
第3号	確認証	第1条の2

を

第1号	確認申請書(小児用の車)	第1条の2
第1号の2	確認証(小児用の車)	第1条の2
第2号	通知書	第1条の4
第3号	確認申請書(車椅子)	第1条の4
第3号の2	確認証(車椅子)	第1条の4

に改め

る。

様式第3号中「第1条の2」を「第1条の4」に、「確認証」を「確認証(車椅子)」に、「車いす」を「車椅子」に、「速やかに」を「速やかにこの」に改め、同様式を様式第3号の2とする。

様式第2号中「第1条の2」を「第1条の4」に、「確認申請書」を「確認申請書(車椅子)」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号中「第1条の2」を「第1条の4」に、「電動車いす」を「電動車椅子」に、「車いすの名称」を「車椅子の名称」に、「車いすの大きさ」を「車椅子の大きさ」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号（第1条の2関係）

確認申請書（小児用の車） 警察署長 殿 住所 申請者 氏名 年 月 日	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項第1号の規定に基づき、同号の確認を申請します。	
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車の利用者	住所 氏名 電話番号
確認を受けようとする原動機を用いる小児用の車	小児用の車の名称 型式 製品番号 大きさ 長さ 幅 高さ
特定の経路を通行させることその他の特定の通行方法の内容	センチメートル センチメートル センチメートル

備考

- 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

(A4)

様式第 1 号の 2 (第 1 条の 2 関係)

(表)

7. 5センチメートル

第 号	交 付 年 月 日
確認証 (小児用の車)	
<p>道路交通法施行規則 (昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号) 第 1 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、下記の利用者が下記の特定の通行方法により下記の小児用の車を通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれがないことを確認する。</p>	
1	利用者 住所 氏名 電話番号
2	小児用の車の概要 (1) 小児用の車の名称 (2) 型式 (3) 製品番号 (4) 小児用の車の大きさ 長さ 幅 高さ
3	特定の通行方法の内容 裏面に記載
注意事項	
<p>1 確認を受けた小児用の車を道路で通行させるときは、必ずこの確認証を携帯してください。</p> <p>2 確認を受けた小児用の車を利用することをやめたときは、速やかにこの確認証を返納してください。</p>	

警察署長 印

記

11. 5センチメートル

備考 利用者の氏名は、利用者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

(裏)

特定の通行方法の内容

様式第51号中「運転免許取消年月日」を「運転免許^{取消}失効年月日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則の様式による用紙については、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公安委員会告示第269号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、令和元年10月2日から同月31日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和元年福岡県公安委員会規則第14号）

2 規則の公布の日

令和元年11月29日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第270号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和2年1月30日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第271号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和2年1月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和2年1月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
令和2年1月31日（金） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町3丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱い

の知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第272号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年11月29日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年2月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年2月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の

練習をするように努めること。

- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年12月20日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

令和元年11月29日

福岡県収用委員会

- 1 事件名
令和元年度福収権第1号事件及び令和元年度福収明第1号事件
- 2 事業名
久留米小郡都市計画道路事業3・4・19-11号東・原町本町線
- 3 通知を受けるべき者の氏名及び住所
不明（福岡県久留米市西町字金丸ノ二1367番4に係る土地賃借権者4名）
- 4 通知すべき書類
令和元年11月20日付け1福収第6号-7「審理の開催について（通知）」

雑報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

令和2年測量士・測量士補試験の実施

- (1) 試験日時
測量士試験 令和2年5月17日（日）
午前10時から午後4時まで
（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）
測量士補試験 令和2年5月17日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 試験地
北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
- (3) 願書受付期間
令和2年1月6日（月）から1月27日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）
ただし、郵送の場合は1月27日（月）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月27日（月）までに必着とする。）
- (4) 願書受付場所
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係
- (5) 受験願書用紙等の交付
受験願書用紙及び受験案内は、令和2年1月6日（月）から、次の場所において交付する。
郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。
ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。
○国土地理院
（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）
○国土地理院北海道地方測量部

(〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎)

○国土地理院東北地方測量部

(〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎)

○国土地理院関東地方測量部

(〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎)

○国土地理院北陸地方測量部

(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部

(〒113-0001 東京都文京区白山1丁目33番18号 白山NTビル)

(6) 試験手数料

測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

(7) 合格発表及び通知

令和2年7月7日(火)に国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214,8248

福岡県国民健康保険運営協議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和元年11月29日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

1 意見募集の対象

国民健康保険事業費納付金の算定(答申案)

2 答申案の概要

○ 主な変更点

- ・ 納付金の算定方法の激変緩和措置
- ・ 不断の検証等

3 答申案の閲覧場所等

(1) 福岡県のホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

(2) 県民情報センター・県民情報コーナー

- ・ 県民情報センター(福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階)
- ・ 北九州県民情報コーナー(北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内)
- ・ 筑後県民情報コーナー(久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内)
- ・ 筑豊県民情報コーナー(飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内)
- ・ 京築県民情報コーナー(行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内)

※ 閲覧期間は、令和元年11月29日(金)から令和元年12月12日(木)までです。

※ (2)については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

4 意見書の提出期間

令和元年11月29日（金）から令和元年12月12日（木）

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出

6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療保険課国保運営係

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3303

（電子メール）kkaikaku@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3308

(意見書様式)

意見書

住所 (法人等の場合は所在地)
氏名 (法人等の場合は名称)
連絡先
勤務先または通学先の所在地 (県外にお住まいの方のみ)

該当頁数	項目番号
【該当内容 ((案) 文をそのまま記載)】	
【意見の内容】	
【意見の理由】	
備考	

※記入上の注意

- 1 意見の提出については、1 項目につき、この様式を 1 枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できるだけ簡潔 (400 字程度以内) にまとめ、【意見の内容】欄に意見を記載するとともに、その理由を【意見の理由】欄に記載してください。意見が 1,000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・事務所等、学校の所在地及び名称欄を該当欄に記載してください。